

令和7年度 鳥栖市なかよし会申請及び利用についての手引き

※ 現在入会中であっても、毎年度入会申請が必要です。

【問合せ先】 〒841-0052 鳥栖市宿町 1118 鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会
(鳥栖市教育委員会生涯学習課内：市役所 3 階)
TEL 0942-85-3737 / FAX 0942-83-0042 / Email nakayoshikai_tosu@yahoo.co.jp



各学校の敷地内にある放課後児童クラブを“なかよし会”と呼んでいます。
家に帰っても保護者が勤めなどでいないご家庭（留守家庭）のお子様が、放課後を安心して過ごす生活の場として、市内小学校すべてに設置しています。このため、保護者が保育できない状況にあることを利用申請書等の提出書類により確認し、お子様をお預かりします。

1. 入会できる基準

- (1) 鳥栖市にお住まいの小学校 1 年生から 6 年生までの児童であること。
- (2) 児童と同居している**家族全員（満 65 歳以上の方を除く）**が昼間に就労、又は長期にわたる疾病、出産、介護、看護、就学等の状態にあること。ただし、就労の場合は、次の条件を満たすこと。
 - ① 通年利用の場合(学校があるとき、春休み(4月)、夏休み、冬休み、春休み(3月)の年間を通しての利用)「**月 16 日以上（日曜日を除く週 4 日程度）就労し、終業時間が 1 5 時 3 0 分以降**」が対象となります。
 - ② 長期のみの利用の場合(春休み(4月)・夏休み・冬休み・春休み(3月)だけの利用)「**月 1 6 日以上（日曜日を除く週 4 日程度）就労し、8 時から 1 8 時の間で 4 時間以上勤務**」が対象となります。

2. なかよし会の開会期間・時間

- ①開会期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）
- ②開会時間 平日（放課後～18時） / 学校休業日（夏休み等）の平日（8時～18時）
土曜利用（8時～18時） / 延長利用（18時～19時）
(土曜・延長のご利用は別途申請が必要です。)
- ③下校時間
保護者の迎えではなく、お預かりしている児童のみでの下校は、児童の安全面を考え、小学校の最終下校時刻（16時10分～30分頃）までを許可しています。
16時30分以降は、必ず、保護者のお迎えをお願いします。

3. なかよし会の閉会日・休会日

原則として

- ①閉会日：日曜日 祝祭日 盆休み（8月13日～8月15日）年末年始（12月29日～1月3日）
- ②休会日：災害、感染症等による学校臨時休校日
※台風などの自然災害時や、感染症の感染拡大などで、小学校が休校となった場合は、なかよし会も休会します。
※小学校で学級閉鎖になった場合は、その学級の児童はなかよし会を利用することは出来ません。
※小学校が緊急下校となった場合は、なかよし会も保護者に連絡をとり、お迎えに来ていただきます。

4. 入会に必要な書類について

- (1) 令和7年度なかよし会利用申請書・・・児童1人につき1部
- (2) 家庭で保育ができないことを証明する書類（次表参照）・・・きょうだいの申請は1部
⇒児童と同居している満65歳以上の方を除く家族全員分が必要です。(単身赴任等による別居は必要)
- (3) 誓約書・・・きょうだいの申請は1部

入会理由	提出書類
① 会社等に勤めている場合（常勤・臨時・パートなど）	就労証明書（様式1） ②の方は自営業等を証明する書類の添付が必要になります。（例：確定申告書の写し等） ※ 保育園に提出する様式でも可
② 自営（農業経営を含む）・内職を行っている場合	
③ 疾病等で入院または療養している場合	申立書（様式2）と医師の診断書等
④ 親族を常時看護・介護している場合	申立書（様式2）と医師の診断書等
⑤ 妊娠中または出産後間もない場合 （出産予定日前2か月、出産後2か月まで）	申立書（様式2）と母子手帳の写し （母の名、予定日又は出産日がわかる部分）
⑥ 各種学校等に通っている場合（就学期間中）	申立書（様式2）と学生証又は在学証明書等の写し
⑦ 震災、風水害、火災などの復旧にあっている場合	申立書（様式2）と罹災証明

5. 入会時の申請手続きについて

申請にあたり、混雑が予想されますので、一斉受付期間内に申請をお願いします。
定員を超える申し込みがあった場合は、入会できない場合があります。

申請書類の受付期間	受付時間・受付場所	入会決定通知の発送時期																		
<p>◆継続申請</p>	<p>なかよし会の開所時間に各なかよし会にて受付 令和6年11月11日～ 令和6年12月10日</p>	2月中旬以降																		
<p>◆新規申請・継続申請</p> <p>■一斉受付</p> <p>令和6年12月3日（火）～令和6年12月10日（火）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>受付時間区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月3日（火）</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>12月4日（水）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12月5日（木）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12月6日（金）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12月7日（土）</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>12月8日（日）</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>12月9日（月）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12月10日（火）</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <p>※きょうだいで継続申請と新規申請がある場合は一斉受付期間で申請してください。</p>	日程		受付時間区分	12月3日（火）	◎	12月4日（水）	○	12月5日（木）	○	12月6日（金）	○	12月7日（土）	●	12月8日（日）	×	12月9日（月）	○	12月10日（火）	◎	<p>【受付時間】</p> <p>平日（○） 9：00～17：00 （16：30までに来庁下さい）</p> <p>平日（◎）※火曜のみ 9：00～19：00 （18：30までに来庁下さい）</p> <p>土曜（●） 9：00～12：00 （11：30までに来庁下さい）</p> <p>日曜（×） 受付できません</p> <p>【受付場所】 鳥栖市役所3階会議室</p>
日程	受付時間区分																			
12月3日（火）	◎																			
12月4日（水）	○																			
12月5日（木）	○																			
12月6日（金）	○																			
12月7日（土）	●																			
12月8日（日）	×																			
12月9日（月）	○																			
12月10日（火）	◎																			
<p>■上記日程で申請できない場合</p> <p>令和6年12月11日（水）～令和7年1月10日（金） （土日祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）</p>	<p>平日 9：00～17：00</p> <p>鳥栖市放課後児童クラブ 運営協議会事務局 （鳥栖市教育委員会内）</p>																			

令和7年1月14日以降の受付は、令和7年1月14日（火）～令和7年3月10日（月）（土日祝日を除く）の随時受付となり、**定員に空きがあった場合**に入会可能となります。（※入会決定者のみ3月下旬に決定通知書を送付します。）また、年度途中の随時受付は利用月の前月10日まで（土日祝日を除く）となります。随時受付については協議会までお問合せください。

6. 毎月の利用料とおやつ代

(1) 利用料金

期 間	基本コース			オプション（月極め）		□ 座 振替日 （予定）
	平日（月曜～金曜）			土曜利用	延長利用 （月曜～土曜）	
	8時～18時			8時～18時	18～19時	
	利用料	おやつ代	計	利用料	利用料	
学校開校時	6,000円	1,500円	7,500円	3,500円	4,200円	当月1日
春休み(4月)	2,800円	500円	3,300円	1,200円	1,300円	4月1日
夏休み	13,000円	1,500円	14,500円	4,800円	5,500円	8月1日
冬休み	2,800円	500円	3,300円	1,200円	1,300円	12月1日
春休み(3月)	2,800円	500円	3,300円	1,200円	1,300円	3月2日

(2) 利用料の減免制度について

就学援助世帯、多子世帯（きょうだい2人以上が同時利用の場合は上の子が割引対象となります）、市県民税非課税世帯、生活保護世帯には、利用料についての減免制度があります。詳しくは、事務局までお問い合わせください。

◎学校開校時と長期休暇の利用期間

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学 校 開 校 時	1学期 始業式 入学式 ～ 4/30	5/1 ～ 5/31	6/1 ～ 6/30	7/1 ～ 1学期 終業式		2学期 始業式 ～ 9/30	10/1 ～ 10/31	11/1 ～ 11/30	12/1 ～ 2学期 終業式	3学期 始業式 ～ 1/31	2/1 ～ 2/28	3/1 ～ 3学期 終業式
長 期 休 暇	春休み (4月) 4/1 ～ 入学式・ 始業式前日				夏休み 終業式翌日 ～ 始業式前日				冬休み 終業式翌日 ～ 始業式前日			春休み 終業式翌日 ～ 3/31

(3) オプション（月極め）利用について

◎各オプション（月極め）利用は、基本コースをご利用の方のうち、仕事の都合で土曜日、延長時の保育が必要な方のみ利用できます。

※オプション（月極め）のみの利用はできません。

※延長利用以外の方で、お迎えが18時を超えた場合は、(4)のスポット（単発）利用の取扱いになります。

(4) スポット（単発）利用について

スポット	対象者	対象となる日時	申込先	申込方法	1日の利用 料金	支払方法
土曜スポット	基本コース利用で オプション利用な しの方	土曜日 8:00～ 18:00	各なかよし会	利用する週の 水曜日までに 申込書を提出	1,200円	利用月の翌々 月の利用料に 加算
延長スポット		月～土曜日 18:00～ 19:00		基本はアプリ にて事前連絡 当日は電話連絡	500円	

①基本コース利用の保護者が**仕事の都合**で、延長等を一時的に必要とする場合に、1日単位で利用できます。

利用料は、土曜や延長時間を1日単位で利用する金額です。

②スポット（単発）を利用される場合は、各なかよし会へ事前の申し込みが必要です。

③指導員の配置に関わるため、スポット（単発）を利用される方は、必ず事前に申し込みをお願いします。

(5) 利用料・おやつ代の納入方法について

①納入は、児童毎に**利用月の1日**に「ゆうちょ銀行」の指定された口座から自動振替を行います。

（振替日に金融機関がお休みの場合のみ、翌営業日の振替になります。）

※ゆうちょ銀行に口座をお持ちでない方は、入会決定後、自動払込申込書の用紙を送付しますので、事前に最寄りのゆうちょ銀行にて、口座開設の手続きをお願いします。

※「ゆうちょ銀行」での口座振替が難しい場合は協議会にご相談ください。

②新規入会者の初回分利用料のみ、口座振替の事務手続きが間に合いませんので、入会決定書に同封された払込用紙で、必ず指定の期限内に払込をしてください。

③毎月1日に振替ができなかった場合は、同月15日に再振替となります。

利用料は放課後児童クラブを運営していくための大切な財源です。忘れずに納入してください。

利用料やおやつ代を2カ月以上滞納された場合は、退会して頂くこととなりますのでご了承ください。

7. 土曜利用についての対応（合同実施）

土曜利用について、利用者が少数であるクラブにつきましては、他クラブと合同で実施させていただく場合があります。児童同士の関わり合いを含め、施設での生活環境を確保するための合同実施です。

保護者の皆様には、他クラブへの送迎、コドモンの追加登録などお手間をおかけしますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

※合同で実施する際には、別途ご案内いたします。

8. 傷害保険について

①入会と同時に傷害保険としてスポーツ安全保険(年間800円)に加入していただきます。

②最初の利用料の納付は保険料を加えた金額をお知らせしますので、期日までに保険料の払込をしてください。(期限は入会決定通知に定めます。)

保険料の納入がない保険未加入児童は、お預かり出来ませんのでご注意ください。

③保険の適用は、利用開始日からとなりますので、なかよし会におけるけが等で通院された場合は指導員へお知らせください。

9. なかよし会保護者会への入会

なかよし会（鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会）は、保護者や地域の方々、および鳥栖市が協力して運営しています。保護者の方には、なかよし会の入会と同時に**各なかよし会保護者会に入会していただきます**。保護者会会長が保護者の代表として、運営協議会の理事となり、なかよし会の運営に携わります。保護者会は子どものための行事の企画及び実施への協力・要望等の集約などを行います。

10. 入会後の各種届出について

届出の提出（手続き）は各なかよし会、または事務局にて受け付けております。まずはなかよし会の指導員へおたずねください。

(1) 変更届

①ご利用内容の変更（利用区分、オプション） **※変更月の前月10日まで**

（例：延長オプションを追加したい、土曜オプションをやめたいなど）

②ご登録内容の変更（住所、氏名、家族情報、勤務先など） **※随時受付**

（例：引越しによる住所変更、家族の状況の変更（離婚、再婚、祖父母との同居など））

(2) 退会届 **※退会月の前月10日まで**

転居や退職、勤務条件の変更などにより、入会基準を満たさなくなった場合は、速やかになかよし会、または事務局にご連絡ください。

退職後、就業する予定がない場合（退職日の翌月20日までに、新しい勤務先の就労証明書の提出がない場合）は退会届をご提出ください。

※手続きをせずに利用されない日があっても、利用料・おやつ代は納付していただきます。

(3) 就労証明書の再提出 **※提出されない場合は退会手続きをお願いします。**

①保護者が勤務予定で入会したときは、入会后1か月以内に、勤務開始後の就労証明書をご提出ください。

②転職したときは、速やかに新しい勤務先の就労証明書と変更届をご提出ください。

③期限付き雇用の場合は、期限満了後、翌月20日までに新期限の就労証明書をご提出ください。

(4) 緊急連絡先について

緊急時（台風や大雨・ケガや体調不良など）は、保護者の勤務先に連絡を入れる場合があります。転職や勤務地変更のため連絡が取れず、とても困ったという事例があります。緊急連絡先に変更があった場合は、なかよし会に必ず連絡をして変更届を提出してください。